

平成26年第7回教育委員会定例会

平成26年第7回教育委員会が平成26年7月18日午前9時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- 1 日 時 平成26年7月18日（金） 午前9時30分から
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 付議案件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 松村 重樹（教育委員長）
伊豆倉 和恵（委員長職務代理）
稲田 瑞穂（委員）
植松 紀子（委員）
坂田 篤（教育長）
- 5 出席説明者 絹 良人（教育部長）
栗林 昭彦（指導課長）
粕谷 靖宏（教育総務課長）
山下 晃（生涯学習スポーツ課長）
清水 明（統括指導主事）
古見 誠（指導主事）
佐藤 裕樹（指導主事）
石迫 沢己（指導主事）
伊藤 高博（図書館長）
森田 善朗（博物館長）
- 6 書 記 田中 留美
- 7 傍聴者 なし

平成26年第7回清瀬市教育委員会議事日程

平成26年7月18日

午前9時30分

- 日程第1 会議録署名委員の指名
植松 委員
- 日程第2 教育長・教育部長より報告
- 日程第3 教育委員より報告
- 日程第4 議案 第13号 清瀬市奨学貸付資金条例施行規則の一部を改正
する規則について
- 日程第5 報告事項1 いじめ調査月例報告について
- 日程第6 報告事項2 清瀬市いじめ防止基本方針について
- 日程第7 報告事項3 図書館開設40周年記念事業について
- 日程第8 報告事項4 郷土博物館開設30周年記念事業について
- 日程第9 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

委員長が開会を宣言し、議事に入る。

日程第1 会議録署名委員の指名

委員長が植松委員を指名。

(松村委員長)

平成26年第7回清瀬市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第2 教育長より報告をお願いします。

(坂田教育長)

おはようございます。早いもので本日が1学期終了日となっており、各校で終業式が行われているところです。数を勘定してみましたら1学期間、108日。時間に換算しますと1,592時間、分換算しますと155,520分でした。1日8時間勤務をしたとすると、51,840分間の労働であったこととなります。

この前、読んだ雑誌の中に「何分働けばマクドナルドのビックマックが1つ買えるか」という面白い記事がありました。これは世界で比較したのですが、東京は世界で最短、10分間で1つ買えます。ロサンゼルスは11分間、ペルーの首都のリマでは86分間、コロンビアのボコタは97分間という結果でした。この1学期の労働対価をビックマックで計算しますと、5,184個分です。これは1日4個ずつ食べても1年かかっても食べきれない数です。教育において、就労時間と業務成果は単純にイコールで結ぶことはできませんが、学校を含めて私たちは、プロフェッショナルですので、ビックマック5,000個分の成果を上げることができたかどうか、自らの業務を振りかえなければならぬと思っています。

私は教師になりたての頃、校長から「授業の始めと終わりでは、子供が5

0分間分賢くならなければならない。」とよく言われました。他にも、「あなたの給料は時間給にして1,500円。1時間の授業で子供を1,500円分成長させることができたかよく振り返ってみなさい。」とも言われました。とはいうものの、子供の成長には時間がかかりますし、当然のごとく、同じ授業を受けても個々の子供で学びの質も量もスピードも異なります。1回の授業で10の内容を習得できる子供もいれば、1つの内容しか習得できない子供もいます。しかし、少なくともこの職で給与を受けている限りは、1単位の授業で子供に何らかの成長が見られなければならないと思います。そして教師は、どの子供に対しても1,500円分の学びを与えるという意識を持って、授業に臨まなければならない。その積み重ねが子供を賢くし、教師の力量を高めていくと思います。このような意識を持てる者がプロ教師ではないでしょうか。私も同様に振り返ってみます。50,000分という時間を私はどのように過ごしたか。清瀬の教育にとってこの50,000分は、どのような価値があったのか。しっかりと私も振り返りたいと思います。

2点目です。リスクマネジメントについてお話をします。この1学期間を振り返り、小さな事故やトラブルは幾つかございましたが、子供の生命を脅かすような出来事は発生しませんでした。これは、各学校の管理職をはじめとする、先生方、関係各機関の尽力の賜であって、私は校長会・副校長会で心から感謝の言葉を述べました。安心安全は学校にとって、当たり前のことです。しかし今、この当たり前のことが揺らぎつつあります。いじめ問題・体罰問題、また特別支援を必要とする子供が自らの情動を抑えきれず、暴力を働いてしまうことや、食物アレルギーに係る事故もしかりです。

人が複数で生活する場はその人数が多ければ多いほど、事故発生リスクは高まります。成長過程にある子供が多数生活する学校はその典型で、教師は普段、当たり前のよう感じている安心安全を如何に意識し、未然防止に努めるかができるかが責務となると思います。ハインリッヒの法則というのがございます。ヒヤリハットの法則とも言われていますが、1つの重大事故

の背景には29の軽微な事故があり、その背景には300のヒヤリハットした事態が存在するという労働災害における法則です。トヨタ自動車の元副社長である大野太一氏は、トヨタは大停電よりも、1～2分の停電を重視する。人は小さな変化はたいしたことがないと考えがちであるが、実は小さな異常・変化への対処こそが大事故を未然に防ぐと言っています。これは市内の学校ではありませんが、私が参観したある学校では、毎朝の職員朝会で昨日分のヒヤリハットを報告し合うという5分間の取り組みを行っている学校がございました。また、気付いたヒヤリハットを付箋紙に書き込み副校長の机に貼り、職員会議で共有するという学校もございました。ほんのわずかな手間が子供の安心安全を守ることに繋がります。私は14校の管理職、先生方を信頼しております。しかし、決して安心はしていません。是非大事故が発生していない今こそ、具体的な方法で各校のリスクマネジメントを確かなものにするよう、各校を指導していきたいと考えております。

3点目は放課後補習についてご報告いたします。

放課後補習が始まりました。申し込み状況については、小学校は221名、中学校は105名でした。中学校の夏季補習には、185名の生徒が申し込みました。事務局が、想定していた数を上回る人数でした。日常の算数・数学の授業と連動させて放課後補習を実施する連動型は、ほとんど全国的に先行事例がないことから、校長会などの知恵をお借りしながら、制度設計に時間をかけてきました。委員の皆様方には、それぞれ視察をしていただく中でお気づきになられた点もあろうかと思えます。実際にスタートすると机上の理屈では対応しきれない課題がいくつも現われています。初回で露わになった課題もあり、今後も改善すべき点が見えてきているところです。短期間のサイクルで事業の評価を行って、改善をすることで、良い施策へと成長させていきたいと考えております。昨年度、ある副校長がこの施策の説明をした際にこういうことを言われました。「塾に頼ることは大変悔しい。」私はこの一言は大変心強く感じ、教師のプライドとして決して忘れて欲しくない心意

気であると評価をしたいと思います。事実、多くの小・中学校で、本事業とは別に独自で放課後補習や夏季補習を実施しております。両者とも目的を同じくする施策であって、それぞれの取り組みをいかに関連づけて実施していくかも今後の大きな課題であります。学校からの意見も参考にしながら、これまでの積み重ねが十分でなかった子供たちに学び直しの機会を提供して、学力を高めるという目的の達成を図っていきたいと思っています。

最後に1点ご報告させていただきます。市報きよせの一部をカラー版で机上配布しております。ここには赤ちゃんのチカラプロジェクトを特集していただいております。非常に良い記事を掲載していただけたと思っています。これは本市の特色といえる取り組みですので、後ほどご覧いただきたいと思っています。

わんぱく相撲東京都大会立川場所が6月29日、立川市子ども未来センターで開催されました。予選会の清瀬場所参加者数は270名でした。その中から37区市から各6名が代表として選ばれ、合計222名がこの立川場所に参加いたしました。その中で、清瀬小4年生が準優勝となり、素晴らしい成果でしたので、校長先生を通し本人に激励を述べたところです。委員の皆様にも機会がございましたら、栄誉を称えていただくことができればと思います。

今日の議題は、レジュメのとおりとなっております。以上でございます。

(松村委員長)

ありがとうございました。只今の報告について、何かございますか。

それでは続けます。日程第3 教育委員報告です。今回は、放課後補習など視察に行かれているかと思います。是非その件についても交えてご意見などもお願いしたいと思っています。

(植松委員)

7月10日の東京自治会館で行われた、山下泰裕先生の講演会があり、参加しました。熊本県の生まれで、現在は東海大学の副学長をされており、日本柔道連盟副会長でもあり活躍をされている方ですが、教育とスポーツに関する内容でした。今のいじめに関して山下先生は、スポーツのフェアプレイの精神でいくと、おそらくいじめはなくなるのではないかという話をされていました。いじめに関して今「マインド (MIND)」ということ掲げてマナー・インディペンデント (自立)・ノベリティー (高潔さ)・ディグニティ (品格) この4つ事が今の日本には必要であるとお話されていました。山下先生はいじめ撲滅を神奈川県で展開しているというお話もしていました。また、自分がなぜ柔道に取り組んだのか、どういう先生に出会ったのかということ、とても熱く語っており印象深いものでした。

また、7月14日に第八小の放課後補習を見させていただきました。色々なトラブルがありました。まず、始まる時間が違っており、そこでのやりとりが煩雑になっていったということと、塾講師の方が交通機関の遅れから到着が遅れ、ボランティアの学生も休みということで、急きょピンチヒッターで指導主事が講師をされるなど、混乱が見られました。そういった中での授業でしたので、これでいいのかという感じを受けました。集まっている子供たちは、落ち着いて学習に取り組むことができる子供たち、配慮が必要な子供たち、その中間の子供たちという形にわかれて6人・5人・4人体制で行っていた授業を見させていただきました。

授業を拝見いたしました。プリントの問題を解くというもので、クラスによっては、騒いで問題に取り組まない子供もいて、塾講師の方はそういった子供たちへの対応は慣れていらっしゃらないという印象を受けました。さすがに指導主事のクラスは、机はきちんと並んでいて、カバンは後ろに置き、授業が始まる前の取り組む姿勢から違っていました。初めて拝見して何ともいえませんが、大丈夫かなと思いました。

校長先生にもお話をしましたが、学生ボランティアはあくまでもボランティアなんです。私も「こどもの城」というところで、ボランティアの養成に係わっていたので分かるのですが、学生にボランティアとしてやっていただく中ではそれ相応の教育をしていました。ここでの学生のボランティアの方がそれくらいの心づもりで果たしてやっていたのかと少し思いました。

7月16日、教育委員会訪問で第三中に伺いました。1年生から3年生までの教室を見させていただきました。元気のよい子もいる学校ですが、拝見している中で、授業中にあるクラスで、一人の男の子をターゲットに嫌がらせをしていたので、その場で注意しました。校長先生にもそのことは伝えております。訪問中にそういったことが実際に目の前で起きていることについて、ショックを受けました。先生方の話し合いの中に入り聞いていましたが、発言する先生と全く発言しない先生とがいて、表面的な話し合いをしていると感じました。どう分からせていく授業にするのかという教育委員会の最終の目的については、先生方は一応に理解されていて、どう理解させる授業をしていったらよいかという話をされていたので、目的は一つに向かっていると感じました。以上です。

(松村委員長)

ただ今、植松委員から報告がありました放課後補習教室に関しては、この場で、お返事をいただける部分もあるかと思いますが、一通りの報告が終わった後にご回答いただきたいと思います。では、続けて報告をお願いします。

(稲田委員)

先月の定例会後に、教育委員会訪問で第七小へ伺いました。小グループに分かれての討議ということで、先生方も色々と話をされていました。今後、教育委員会訪問をどういう形でやっていくのが一番良いのかというのは、始まったばかりで模索中だと思いますが、良い方向に向けていければと思って

おります。その中で、校長が学校経営方針の中に先生方の服装について書いている項目がありました。私は学校経営方針にこのようなことが載っているものを初めてみました。思っているもなかなか口に出せないですが、乱れてきている事実があるならいいことだと感じました。

補習授業についてですが、初めての施策ですので、これを成果あるものにするには、相当大変な努力が必要であると感じました。最初のスタートですから色々な部分があると思います。聞いたところによりますと、校長会で1カ月やったところでの現場の課題、要望等を教育委員会へ伝えてあるということですので、それについて答えられるものについては答え、時間をかけるものは時間をかけて、改善していくようにしていかないと、根付かないのではという気がいたしました。

特に私が気になるのは、全ての子供たちへ学力の向上を目指す施策なのか、それとも中間層のクラスを、もう少し底上げすることを目指すのか、あるいは、授業内容の理解が不十分なクラスを対象とするものなのか。その辺が、曖昧な気がするのですが、これをどういった形にしたらいいのかについては、私の中では答えが出ません。私は、中学校の経験しかありませんが、例えば、小学校で九九を習いますが、中学校でも九九がわからないまま小学校から上がってくる子供がいます。仮にその子が中学3年生で九九がわからないとすると、授業は退屈でしょうがないと思います。補習をしても同じことになると思います。勉強ができる子というのは、与えられた時間の中で自分からどんどん進んでやっていきます。ちょっとしたきっかけを与えることでできる子供もいます。また、全然わからない子供もいます。そういった層がいるということ。中学校にいけばいくほどそういった層が広がっているということ。判断してこの補習授業を行わないと成果はなかなか上がらないと感じます。全体的な底上げということだと、また話しが変わってきますが、ただ問題は、学校の先生方と塾講師の方が直に話ができる雰囲気できていればいいのですが、そういったことができていない状況ですと教育委員会を通して言

わなくてはならないとなると、時間がかかります。塾講師の先生に教える子供たちの現状を伝えてから授業を行うのと、何も知らないまっさらの状況で授業を行うのがよいのか、どちらがよいのでしょうかね。

この取り組みは、子供が参加してくれないと成り立ちません。授業内容の理解が不十分なクラスがこの授業に参加して、分かった、やるぞといった情熱が出てこない限り、参加する子が減ってしまいます。その辺りは施策としてどうしていくのかを私達は十分注意しながら考えていかななくてはならない問題ではないかと思います。いずれにしても、現場での課題、要望をなるべく早く解決していけば、少し前進するのではないかと考えているところです。以上です。

(伊豆倉委員)

7月1日に、清瀬中の教育委員会訪問に行っていました。授業は1時間だけでしたので、全部は見られませんでした。その後の先生方との意見交換では、各グループに分かれてのものでした。時間も短い上に、先生方の声が小さく、何を話されているのかが伝わらなかった気がしました。やはり話し合うにはそれなりの時間が必要だと思います。慌ただしさだけが目立つものでした。先生方との事前の打ち合わせも必要なのではと感じました。また、7月14日に委員長と第六小の放課後補習教室に行っていました。授業のはじめに全員が講師の先生のところに集まり、今日やる授業の説明の後、3つのクラスに分かれ、ある程度できる子供はボランティアの学生の先生、残りの2クラスは塾講師の先生で行っていました。塾講師の先生のクラスでは、分数の掛け算の授業で与えられた問題を解くものでしたが、1問だけは先生が解いて子供たちに教えた後、子供たちが問題を解いていました。先生の解き方の説明が、子供に考えさせるというよりは、こうやって問題を解きなさいというような教え方で、この式は重要ですよ、覚えていないと困りますよといった説明をされていました。できた子から先生のところに行き、

個別に習う形で、分からない子はやっても分からないだろうなという感じを受けました。学校の授業ですと、先生が理論的な説明が色々あって、子供たちが納得する部分があると思うのですが、計算のしかたといった教え方の授業でしたので、その場では覚えるとは思いますが、理論的なことがなかったもので、ずっと覚えていられるかなと思いました。時間が過ぎれば忘れてしまうのではという感想をもちました。また、学生ボランティアのクラスは、とにかく問題を解くというもので、ある程度できると先生が黒板に答えを書きだし、それを見て、答え合わせをしていましたが、進んでいることそうでない子の差が10ページほどありました。何とも言えず、こういった授業なんだという感じで、塾の授業だなという感想でした。

それから、ひまわりコンサートへ行ってきました。以上です。

(松村委員長)

6月23日、第三中の赤ちゃんのチカラプロジェクトへ行ってきました。以前から拝見したいと思っていましたが、実際に目の前で拝見して、中学生のはにかんだ顔、照れた顔、困った顔が沢山見られたのは、まさに市報に載っているとおりのものでした。

放課後補習に関してですが、普段、私達が学校へ行く時は、後ろから子供たちの後頭部を見ます。先生方は前から何をやっているか手元が分かる状態で見ているんだなというのを時々確認するようにしています。第六小の補習授業は9名、9名、15名にクラスが分かれました。15名は比較的勉強が進んでいる子供たちと聞かされました。答え合わせをしている中、間違えた回答を消しゴムで消して正しい答えに書き直し、赤で丸をつけている子が15名中2名いました。私は自分の子供に、ノートは無駄に使いなさい。消しゴムを使わず、赤で直しなさいといつも言っていました。そうでないと、どこが間違っているのかが分かりません。その指導が通常の小学校の授業でもなされていないのかとその点が気になりました。

先ほど、植松委員からボランティアに対する教育について、お話されていましたが、前から見ると子供が何をしているかよく見えます。ボランティアの方がなぜ見えないのか、私はその学生さんに対して不思議に思いました。ぼやっと何かが見えているだけで、子供に教えるために何を見なければいけないのかを見ていないのだと感じました。その部分をどういう風に、通常の授業でやっていくのかというのは大きな課題ではないかと感じました。

次にひまわりコンサートですが、第四中の演奏に関しては、顧問の先生の指導もあり、コミカルで観客を飽きさせない演出がすごく素敵で楽しいのですが、今回第六小の合唱もとても素敵で、小学生でもここまでできるのかと感動しました。また、小学生がここまでできるのだから中学生ももっと頑張ろうと感じました。とても素敵な合唱を聞かせてくださいました。以上です。

他にご報告はございませんか。

(坂田教育長)

別件になりますが、台風8号の対応について、ご報告させていただきます。東京自治会館で行われた東京都市町村教育委員会研修会については、台風の対応で我々事務局は参加することができませんでした。大変申し訳ありません。7月11日に台風8号の対応があり、こちらは沖縄で災害が出ていたこともあり、9日の時点で給食を止めさせていただきました。その時点で午前中授業ということになりましたが、関東に直撃をする経路予想であった11日は、1時間遅れで教育課程の変更をすることを10日の朝の段階で教育委員会事務局で決定をし、実施したところでございます。結果はこうなりましたが、今回は保護者等からのご意見はございませんでした。あれだけ大規模な災害があった台風でしたので、私共の判断は間違っていないかと思っております。以上です。

(松村委員長)

では、他にございますか。

(稲田委員)

これから中学校の視察もあるかと思いますが、視察というと、先生方もそうですが、校長先生もいい顔をしませんので、予定表を事前にもらえれば、それに合わせ、時間がある時に伺えるので、できれば中学校は個々で伺いたいと思いますので、お願いしたいと思いますがいかがでしょうかね。

(植松委員)

急にふらりと行かれても、学校は困られるのではないかと私は思います。私が伺った第三中の校長先生も「教師は教師の独自のやり方をします」とはっきりおっしゃいました。校長先生との話の中で、学校の先生方は、塾講師が入ることについては、塾講師には負けるものかと思ったそうです。今後この事業をどういうものにしていくかは、本当に考えなければいけないと感じます。

(松村委員長)

答えられる部分で、お答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(清水統括指導主事)

まず1点目、校長会からのご意見については、指導主事の方で聞き取りをしておりますので、内容の精査をしていきたいと思っております。尚、回答を要するものについては、大至急回答させていただきたいと思っております。2点目ですが、学生についてですが、結論としましては、現在は一般の方にも夏季補習教室については、入っていただくようお願いをしておりました。私共の方で主体としていましたのは、明星大学と十文字学園女子大学とでイン

ターンシップ協定を結んでおりますので、その学生たちを主体で考えて募集をかけ、採用させていただいたところがございます。ただ、コマの数がオーバーすることが生じ、正直、埋めきれなかったことがありましたので、それ以外の学生・一般の方からについても範囲を拡大させていただきました。明星大学と十文字大学の学生については、指導主事から事前に集め、レクチャーをさせていただいております。そこからカバーしきれない方が正直おります。そのことについてのご意見等はいただきましたので、その方々に対する我々からの指導方法等のアプローチについては、具体的に考えていきたいと考えております。

塾の講師の対応についてのお話も、我々の方へ個別でいただくということがございました。これにつきましても1回、これまでの経過の中で、意見をいただいた後に、塾を呼びまして、講師への徹底を図っていただくよう話をさせていただきましたが、その後からもご意見をいただいておりますのでこれについてはもう1回、できれば補習教室の始まる前までに話をしたいと考えております。塾の講師が対応しますお子さんは、「当該学年の1つ前の学年までの学習内容に不安があるお子さん」と、保護者の方にはこのような言葉で伝えているお子さんたちになります。この言い方については、教科が算数・数学ということで、それまでの系統性の一部でも理解が不十分であれば、その後の学習の理解について、十分なところまで持っていけないという教科の特性がございますので、このような言い方をさせていただいております。尚且つ、1回目の授業が始まる前に、グループ分けテストを行いまして、一定程度の理解があるお子さんということとグループ分けをさせていただき、前学年の理解があるお子さんについては、塾の講師。一定程度の理解があるお子さんについては、主体は学生、但し1時間の中で例えば、冒頭の動機付けに塾の講師が全体指導に入るとか、あるいは途中でプロセス強化を行う為に塾の講師が入るということを、塾側と子供の実態に応じてその部分はやり分けていくことで、我々と共用してきたところございますが、やはり行って

いく中で子供の実態、あるいは学生の力量という問題もあったかと思えます。その部分での実態把握を更にこれからやっていかななくてはならないというところで、我々としては受け止めさせていただいております。この先に向けて、方法等を徹底させていくことを謳っていきたいと思っています。

塾の講師と子供との関係性については、塾側と話をしてきている中では、1校に入る塾の講師については、一定程度固定するという話で話を詰めております。当初、人間関係がなかなかできない部分があったのではないかと考えています。このことについても、学校側に伝え、人間関係の構築にも尽力するよう指導していきたいと考えています。

また、学校と塾との関係性ですが、業務委託ということになりますので、塾側と学校側との話し合いがやりにくいという部分があったのかもしれませんが。これについては、私共の方も想定をしておりましたので、塾が毎回の「子供の学習の記録」といったものを付けております。これを学校の方に毎回提出をしております。1つのカバーをするツールとして考えておりますが、これについても報告の充実になるのか、検討していかなくてはいけないと考えています。

最後になりますが、一覧表につきましては、既に作られておりますので、本日中にお渡しすることは可能でございます。可能であれば学校にお伝えしていきたいと思いますが、あくまで、今回の夏季補習教室につきましても同様に対子供の指導の主体というのは、塾の講師及び学生ボランティアで進めているところでございますが、本来の目的は、教員の中でもやりたいという気持ちがあるのは私共も分かっておりますが、それがなかなかできない子供たちの個別指導をカバーしていく意味で、本事業を行うものであることを伝えてきております。そのような事を含んだ目的で施策をするということを学校に伝えていくことが必要なのかと考えております。以上でございます。

(松村委員長)

ただ今、ご回答をいただきました。その他もろもろあるかとは思いますが、時間の制約もございますので、何かご意見があるようでしたら会議終了後に直接指導課へお話しいただければと思います。

それでは次に進めます。日程第4議案第13号 清瀬市奨学貸付資金条例施行規則の一部を改正する規則についてお願いします。

(粕谷教育総務課長)

議案第13号 清瀬市奨学資金奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について提案理由をご説明いたします。

このたびの規則改正につきましては、奨学金の申請が年度途中あった場合における貸付期間の取り扱いを定めること及び条例に対応する施行規則の不備な箇所につきまして、規則改正を行うため提案させていただくものでございます。改正内容につきましては、資料の新旧対照表によりご説明いたします。奨学資金の申請の手続きにつきましては規則第6条に規定しておりますが、同条第2項に新たに「条例第6条第3項ただし書きの規定に基づき、貸付を決定した場合は、申請のあった月から貸付期間とする。」の規定を加えるものでございます。

貸付の申請につきましては、条例第6条に規定され、同条第3項に「申請は3月中にするものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。」としております。

本制度の目的は、条例第1条にあるとおり「経済的な理由により修学困難な者に資金を貸し付け、有用な人材を育成する」とされておりますので、年度の途中でも様々な経済的な理由で修学困難な状況が生じた方から申請があった場合を想定しておく必要がございます。一方、条例第4条には貸付期間が規定されており、大学等の正規の修業期間とするとしております。

このたびの規則改正につきましては、本年5月に奨学資金貸付の申請が1

件ございまして、貸付審議委員会を開催いたしましたところ、年度途中で申請があった場合の貸付期間については、修学後の返済額も考慮して一律に正規の修業期間とするのではなく、例規で定めておく必要があるとのご指摘がございました。このことを受けまして、4月以降に申請のあった場合の貸付期間は、申請があった月からと新たに規則で定めるものでございます。また、平成16年に同条例の改正を行った際、適切な規則の改正が行われていない不備がございました。大変申し訳ございませんが、新旧対照表のとおり第9条貸付の休止及び第11条連帯保証人の交代につきまして、このたびの改正に併せて変更させていただくものでございます。なお、施行期日は平成26年8月1日を予定しております。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(松村委員長)

これについては、今回は第6条に関しての文言修正、そして9条及び11条については、不備がありそれを正すということですね。第6条新旧改正(案)の改正案の(2)の意味がわからないのですが。

(絹教育部長)

補足いたします。3月ではなく4月以降に申請があり、その場合に市長は申請期間が3月でなくても認めているのですが、いつから貸付けるかという審議があり、貸付期間の定めがございましたので、新たに定めるというものです。

(松村委員長)

条例を変えるのではなく、運営方法の規則を変更ということでよろしいですか。

(絹教育部長)

はい。そういうことをご理解いただきたいと思います。

(松村委員長)

最終的には条例を改正するということがあるのでしょうか。

(粕谷教育総務課長)

現状では条例第6条3項において、年度途中であっても、市長が認めた場合は受付けることはできますが、ここでは、貸付の期間の明確な定めがないと、就業年限というもので返済となり、例えば高校生が2年生の時に家庭の事情等で経済的に困難な状況が生じて奨学資金が必要となった場合、原則である高等学校3年間の正規の就業期間をさかのぼって貸付けるのではなく、申請のあった2年生から卒業までの期間の貸付けを行うものとするよう規則で定めるものです。

(松村委員長)

今のご説明で皆さんご理解いただけたと思います。これに関してはご異論ございませんでしょうか。

全員 異議なし

(松村委員長)

それでは進めます。日程第5 報告事項2 いじめ調査月例報告についてお願いします。

(清水統括指導主事)

お手元にある資料をご覧ください。1枚目がいじめ、2枚目の両面刷りが

不登校になります。いじめの概要についてご報告させていただきます。前回は事案ごとに若干内容の補足をさせていただきましたが、いじめについても不登校についても件数が増えてまいりまして、個々の事案それぞれ説明するわけにはいきませんので、概要についてご説明させていただきます。

まず、一目見て分かるように、認知端緒の7番以降からは全てアンケート調査による案件になっております。これについては東京都のふれあい月間にあわせて、市内一斉でこのような調査を実施いたしましたところから、アンケート調査の効果と言えるかと考えております。それから、欠席日数ですが、私どものほうに報告されているいじめ事案について、欠席日数の増加につながっている事案が今のところはありません。対応でございますが、今回の17件については、大きく分けて悪口と捉えられるものが8件、物隠しが5件、暴力行為が3件、無視が1件となっております。学年別では小学2年生が1件、3年生が2件、4年生が4件、5年生が5件、6年生が1件、中学1年生が0件、2年生が2件、3年生が2件となっております。ここで数字として突出しているのが小学4年生、5年生、中学2年生、3年生という形になっております。また、解消率ですが小学4年生が3件、5年生が3件、中学2年生1件が解消となっておりますので、単に数字だけで出しますと解消率は41.2%となります。この中で前回ご報告した事案について、4月から継続事案の1番と2番が解消事案となります。それから前回3件ご報告しているのですが、1件についてはすでに解消しておりますので、今回ここには示しておりません。対応内容でございますが、それぞれの学校で、本人へのケア、本人が所属する、あるいは関係する子供たちがいる学年、学級への指導、それから校内組織での対応というところがございます。その先に関係機関との対応というところが、我々のほうでも学校と相談していかなければいけないと考えております。

続きまして、不登校でございますが、ご報告いただいた件数は55件で、これについても概要の説明でご了承ください。まず、子供たちと学校がどの

ように関わっているのかということについて、一番右の欄になりますが、電話をするなり、面談するなり子供へのアプローチ、接点を作るということにご尽力いただく、あるいは家庭訪問、関係機関への拡大というところが見えてくるのかと思います。これについては、不登校の報告件数トータル55件の内の、国が定めています30日でカウントしますと、30日以上の欠席者数は55件中23件、41.8%を占めています。この中でスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、医師、子ども家庭支援センターが関係機関となりますが、23名中12名が関係機関との関わりを持っておりますので52.2%となります。このあたりから、市教委として学校と相談する内容が見えてくるのかと考えております。ちなみに遅刻・早退のほうにも目を向けなければいけないということで遅刻・早退の欄を設けておりますが、ここから突出した数字をご報告いただいているものについては小学2年生の事案は厳しいのかと思っております。小学5年生、6年生、中学2年生、3年生は遅刻、早退が突出しており、30日を超えている事案も含めて、遅刻、早退へのつながりも多少見えてきていますが、前兆が見えるというところまではまだいってないかと考えています。遅刻、早退について、前兆が見えると考えておりますので、今後も継続的にご報告いただきたいと思います。

(松村委員長)

ただいま、いじめ、不登校に関してご報告がありました。ご意見ご質問ありますでしょうか。

(坂田教育長)

今、報告を受けたような分析は、今後は掲載しない形になりますか。事案ごとの報告になるのですか。

(清水統括指導主事)

今申上げたのは、この表からは見えてこない数の上の分析ですので、これについて視覚化された資料があったほうがよいと思いましたが、次回から添付させていただきたいと考えております。

(稲田委員)

ちょっと感覚的にわからないのですが、授業日数がそれぞれ違いますよね。出席日数と欠席日数合わせると授業日数になっているということですか。

(古見指導主事)

こちらの授業日数については各学校からご報告があがった時からの出席日数の合算になっております。たとえば4月の段階から出席日数のところでご報告いただいた生徒につきましては、4月、5月、6月分の授業日数が合算されております。5月からご報告いただいたところについては、5月からの合算、6月からご報告いただいたところは6月からの合算という形になっております。

(稲田委員)

それで違うわけですね。わかりました。

(坂田教育長)

こういうデータを集めることによって、完全な資料にしていくことが必要です。ただ単に報告するためのデータではないですよ。事務局としては改善をしていくためのツールになるわけです。たとえば、不登校の開始時期はいつ頃が多いかというようなデータがあると、ある程度傾向が見えてくるわけですよ。たとえば、連休明けに不登校がものすごく増えました、休み明けには増えました、では何か手を打たなければいけませんというふうに繋がっ

ていくわけですよ。これは、申し訳ないけれども報告のための資料だと思って見ていました。報告のための資料は必要ありません。改善して行って、初めてこういうデータが意味をもってくるのです。そういう観点で、もう一度見直していただきたい。非常に見にくいし、これはどういう意味があるのかということがよく分からないので、もう一度事務局で考え直していただきたい。

(清水統括指導主事)

学校からの報告を受け、課題を見つけ、市教委としてこういうふうに学校にアプローチしていきますよということが見える仕組みにしていきたいと考えております。

(松村委員長)

私も以前こういう形がいいのではというアイデアを事務局の方にメールで送ったことがあるのですが、事務局サイドで改善するために、管理する資料がないとわかりませんよね。それと何人という数字ではないということは必ず毎回申上げていると思います。たとえば、33番の中学3年生のお子さんが58日欠席していますが、小学生の時から不登校だったら千日以上かもしれないですね。そういうことだと私は思っているのです。いつからというのはそこだと思うのですね。中学3年生の4月からのカウントではないですよ。去年のいじめの報告に関しても発言したと思います。ですから、そういう認識で、どうしたらよいのだろう、この子はいつからなのかということを知らないと何もできないと思います。一人でも多くの子供が勉強できるように、資料を少し工夫してください。

(坂田教育長)

たとえば、出席が「0」の子供というのは、不登校の要因というのはわか

るのですか。出席できない理由について学校から報告はあるのですか。

(古見指導主事)

今、学校から報告いただいている不登校のファイルシートについては、要因について記載していただいております。

(坂田教育長)

あまり詳しく調査すると、逆に学校の負担が増えるということがあります。どこを限度にしていくかということは悩ましいところで、詳細な情報は欲しいことは欲しいのですが、学校の負担も鑑みた形で、事務局にもう一度工夫してほしいと思います。

(植松委員)

今気付いたのですが、小学校は6年生、中学校は3年生、最高学年が多くなっていますね。これはひとつのヒントかもしれません。

(稲田委員)

出席「0」という子は、適応指導教室にも行ってないということですね。

(清水統括指導主事)

適応指導教室に行けば出席日数にカウントします。

(稲田委員)

適応指導教室に行っているか行ってないかは、この資料からはわからないのですね。

(坂田教育長)

35番の子供は適応指導教室に行っています。38日適応指導教室に行つて出席日数も38日となっています。42番の子供もそうですね。学校には行ってないけれども、適応指導教室には41日行っている。

(稲田委員)

少しはいい方向に向かっているということは理解できます。適応指導教室にずっと行くのではなく、本当は学校に行くことがいいのですが、適応指導教室でも頑張ろうとしている子供なのか、それとも全然動きがとれない子供なのかわからない。「0」と書いてあると、どこにも行ってないことになり、家にいるということになる。教育機関には行ってないことになる。たとえば私立のフリースクールなどにいっていても、ここからはわからないということですか。

(清水統括指導主事)

学校からフリースクールに行っているという報告はいただいておりません。行っていることを我々に報告いただければフリースクールとはどんなことをやるのかということをお必ず聞き返しますので、そこで学校のような学習を確保してくれるということが確認できれば、出席にカウントすることはやっております。

(稲田委員)

ということは今のところフリースクールに行っている子供はいないということですね。報告はないということですね。

(清水統括指導主事)

この中にはおりません。

(坂田教育長)

この中に入っていない子供でフリースクールに行ってる子供はいるのですか。

(清水統括指導主事)

実際に市内で、フリースクールで出席日数をカウントしているお子さんはいます。欠席日数としては大きくなりませんので調査対象から外れる可能性があります。

(松村委員長)

大人数いるわけではありませんね。

(清水統括指導主事)

中学生1名です。

(松村委員長)

そのお子さんに関しては、そういうことだということ把握できていれば大丈夫ですね。この件に関してよろしいでしょうか。学校にも事務局にも過大な負担がかからないようにひとりひとりのお子さんがなんとか学校に行けるように頑張りましょう。続きまして、日程第6報告事項2 清瀬市いじめ防止基本方針についてお願いいたします。

(清水統括指導主事)

日程第6報告事項2 清瀬市いじめ防止基本方針についてご報告させていただきます。関連する資料をお配りしております。まず表題がパブリックコメント検討計画報告書となっているものです。それと清瀬市いじめ防止基本方針の冊子、清瀬市いじめ防止のための行動計画、A3を二つ折りにしたり

ーフレット、最後に表題が清瀬市立清瀬第六小学校いじめ防止のための具体的施策教職員用、清瀬市立清瀬第六小学校いじめ防止基本方針というものです。委員のみなさまからも、ご意見をいただきながら進めさせていただいておりますが、清瀬市いじめ防止基本方針6月30日にパブリックコメントが終了し、結果として1名の方から2件のご意見をいただいております。それに対する回答を示させていただいたものが、パブリックコメント検討結果報告書の1枚目の内容でございます。内容はご確認いただければと思います。また、これまで委員のみなさまへお示しをさせていただきました清瀬市いじめ基本方針（案）ここからも、どこをどのように修正したのかという修正箇所につきましては、今ご覧いただいている検討結果報告書の2枚目以降が、項目の3番、新旧対照表になっております。左側に改正案を示させていただきましたが、項目で申し上げますと、巻頭のはじめに、続きまして大きな項目4番、いじめ問題への取組みの基本的考え方、同5番清瀬市における取組み、同6番学校における取組み、同7番保護者や地域の方々へ、これら各項目で文言訂正をおこなっておりますので、ここに示させていただきました。なお、この基本方針でございますが市長決裁を終えており、市のホームページへの公表、パブリックコメントをさせていただいた各公共施設への設置、公表が進められています。8月1日施行ということでご報告させていただきます。また、以前も話題になっておりました、この基本方針をさらに具体的な取組み内容、あるいは方法論を示す予定にしている行動計画ですが、こちらは現在作成中で、目次として予定しているものを示させていただきました。この目次を見ていただくと、概ねどんな内容のものがこの行動計画で示されていくのかというものが見えてくるのかと考えております。大きな項立てとしては基本方針と同様に、開発的アプローチ、予防的アプローチ、問題解決的アプローチとなっております。それぞれの取組み方法について年次計画的に示していこうと考えております。最後に3枚目、今年度からの3年間の年次計画で示していきたいと考えております。たとえば、学校いじめ防止基本方

針策定について26、27、28年度の動き、あるいは校内組織の立上げ、学校評価も同様に3年間の動きを示させていただいております。今後の教育委員会でも示させていただきたいと思っております。もう1点資料として、基本方針、行動計画この内容を広く市民の方へ伝えるツールとしてリーフレットを作成中でございます。リーフレットについてもより多くの市民の方に読んでいただくためこれから進めていく予定でございますが、およそこんなイメージのものというサンプルとしてご理解してください。最後に、学校いじめ防止基本方針について、7月末までに学校に作成していただくようお願いしているところですが、清瀬第六小学校から完成しましたという報告をいただきました。たいへん充実したものを作ってくださいました。委員のみなさまにも参考までに、学校いじめ防止基本方針のイメージとして配布させていただきました。以上です。

(松村委員長)

ただいま、いじめ防止基本方針についてご報告いただきました。パブリックコメントがあり、基本方針自体は8月1日よりスタート、行動計画に関しては概ねこんな形という目次を提示、それと見やすい、わかりやすい文字の少ないリーフレットを作成中ということですね。最後に各小学校で作成しなくてはいけないものを、例として第六小が作成したものをご用意いただいたということでよろしいですね。ただいまのご報告について、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは進めます。日程第7報告事項3 図書館開館40周年記念事業についてお願いいたします。

(伊藤図書館長)

清瀬市立図書館開館40周年記念事業の概略が決まりましたのでご報告いたします。まず、「ベストセラーで見る40年」につきまして、8月15日か

ら9月14日まで中央図書館2階読書室で、40年間のベストセラーの特別展示を実施いたします。40年前の昭和49年、前年にオイルショックが起こりまして、長らく続いた高度経済成長が終わり、低成長時代に入った年でございます。スポーツ界では長嶋茂雄さんが現役を引退されて、サッカーのワールドカップ第10回大会がドイツで開催され、西ドイツが優勝しました。特別展示に関しましては、図書館の開館時間、午前10時から午後5時まで、水曜日、木曜日は午後7時まで展示をしておりますので、お時間がございましたらぜひご覧になってください。

続きまして、40周年記念の講演会でございます。阿刀田高さんに記念の講演をお願いしました。阿刀田さんは1979年に短編集「ナポレオン狂」で第81回直木賞を受賞されました。作家としてデビューする前に国立国会図書館で司書の仕事をされていて、現在は山梨県立図書館の館長を務められております。10月5日、2時から3時30分までアミューホールで開催を予定しております。テーマに関しましては、これから検討いたしますので詳細が決まりましたら、ご案内させていただきます。それから、児童向けの講演会ということで、東京子ども図書館職員の内藤直子さんに講演をお願いしました。内藤さんは東京都立図書館に勤務していらっしゃいましたが、清瀬市立図書館の開設にあたって、こちらの方の職員に異動していただいて平成7年まで清瀬市立図書館で勤務され、その後、東京子ども図書館に転職されました。読み聞かせなどの児童サービスについての専門家でございます。10月18日（土）2時から3時まで「子供と本の出会い」というテーマで講演していただきます。テーマに関しては（仮）ですので詳細が決まりましたら、ご案内させていただきます。以上です。

（松村委員長）

開館40周年ということで、展示と講演会を2回実施するということですね。この件に関してはよろしいでしょうか。続きまして日程第8報告事項4

郷土博物館開館30年記念事業についてお願いいたします。

(森田郷土博物館長)

郷土博物館が開館したのが1985年、昭和60年ですので、実は今年はまだ30周年ではありません。30年目ですので、開館30年記念ということで事業を2つ計画しております。1つが「清瀬美術家展」でございます。これは11月15日(土)から11月24日(月)までの2週間でございます。月曜日は通常は休館日ですが、24日(月)は勤労感謝の日の振替休日ですので、この日まで実施いたします。「清瀬美術家展」は清瀬市郷土博物館開館以来、毎年実施している事業でございます。清瀬市在住あるいは清瀬にゆかりのある方々が参加している美術展でございます。今年は30回記念ということで、通常の年より拡大した形で、ワークショップなども計画しております。もう1つは「彫刻家澄川喜一と東京スカイツリー®」を10月4日(土)から10月19日(日)までの2週間を計画しております。元清瀬美術家懇話会の会員であり、現在も市内に在住しております彫刻家澄川喜一先生の作品展と、澄川先生が東京スカイツリーのデザインを監修された関係で、市内にある大林組技術研究所に協力を依頼いたしまして東京スカイツリーの施行関連のパネル等の展示も計画しているところでございます。これもチラシ等ができましたらご案内させていただきます。

なお、30周年記念、来年度の事業としては「清瀬郷土かるた」を現在製作しております。開館30周年事業として市内の各学校に清瀬市の歴史、文化、自然を学ぶ教材として配布したいと考えております。また、市民のみなさまには家族で楽しみながら学べるツールとして、一般に販売したいと考えております。以上です。

(松村委員長)

この件に関してご意見、ご質問ございますか。よろしいですか。それでは

準備の方をよろしく願いいたします。それでは日程第9 その他今後の日程についてお願いいたします。

(粕谷教育総務課長)

次回8月の定例教育委員会を8月22日(金)午前9時30分から健康センター第1、2会議室を予定してございます。以上です。

(松村委員長)

他によろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、平成26年第7回清瀬市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 10時 55分

平成26年 7月 18日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

委員長 松村 重樹

委員 植松 紀子